

郷ノ浦町堆肥センター環境調査業務
(水質、臭気、騒音・振動)

仕 様 書

壱 岐 市

第 1 章 共通仕様書

第 1 節 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、壱岐市（以下「本市」という。）が発注する「郷ノ浦町堆肥センター環境調査業務（水質、臭気、騒音・振動）」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、本市内の畜産農家の家畜排せつ物の適正な処理を行い、集落生活環境の改善を図る施設である、「郷ノ浦町堆肥センター」の施設稼働に伴い、生活環境影響調査（廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 平成 18 年 9 月 環境省）に準じた環境保全目標について、調査測定を行い周辺環境への影響を適正に把握するとともに、周辺環境等に与える影響、また、生活環境等の保全の検討を行い、当該施設の円滑な運営を目指す事を目的とする。

3. 業務の概要

（1）件名

郷ノ浦町堆肥センター環境調査業務（水質、臭気、騒音・振動）

（2）対象施設

「郷ノ浦町堆肥センター」 壱岐市郷ノ浦町初山西触

（3）業務の内容

第 2 章 特記仕様書による。

4. 成果品

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

調査結果報告書

A 4 版 2 部

第2節 一般事項

1. 受託者の責務

受託者は、契約の履行にあたって、委託業務の意図及び目的を十分理解し、業務を遂行しなければならない。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたって、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令・施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令・施行規則
- (3) 水質汚濁防止法、同施行令・施行規則
- (4) 大気汚染防止法、同施行令・施行規則
- (5) 騒音規制法、同施行令・施行規則
- (6) 振動規制法、同施行令・施行規則
- (7) 長崎県条例及び規則、要綱、技術指針等
- (8) その他関係法令、関係通知等

3. 手続き上必要な届出書等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届出書
- (2) 管理技術者届出書及びその経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) その他必要な書類（納品書、完了届、請求書、その他）

4. 管理技術者

受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者（専門的知識をもつものまたは、当該業務全般にわたり、十分な経験と技術をもつもの）を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。また、管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

5. 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、または設計図書の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

6. 資料の貸与等

本業務の遂行上、調査すべき諸事項については、受託者の調査により行うものとするが、既調査資料または文献等、本市が保有しているもので、業務の遂行上、必要なものは貸与するものとする。

受託者が、資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、本市の承認を受け、貸与された資料は業務完了時に返却するものとする。

7. 機密保持と中立性の義務

受託者は、本業務遂行によって知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならないものとする。

8. 打合せ及び議事録

受託者は業務の着手に先立ち十分な打合せを行うとともに、業務中にも必要の都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。

打合せには関係諸官庁との協議等も含まれるとともに、地元住民への説明会等に、必要に応じて参加及び資料の提出を行うものとする。

また、受託者は打合せ事項及びその内容を議事録として記録し、提出するものとする。

9. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならないものとする。

10. 計量証明書等

本業務の計量に関する検査結果報告においては、計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づく長崎県知事の計量証明事業登録を濃度・騒音・振動の各区分で受けている事。

11. その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項であっても、本市と協議の上必要と判断される事項については、業務として実施するものとする。
- (2) 本市が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、両者協議の上契約金額を増減するものとする。

第 2 章 特記仕様書

第 1 節 業務内容

1. 現地調査

「郷ノ浦町堆肥センター」の施設稼働に伴い、対象施設及びその周辺地域における環境の状況を把握するために、現地調査を実施する。

なお、現地調査は、騒音・振動調査、臭気調査及び水質調査とする。

(1) 調査内容

調査内容については、下表のとおりとする。なお、詳細な調査項目、調査方法等については別紙-1～2 に示すとおりとする。

(2) 調査地点

騒音・振動調査地点は別紙-3 に、水質調査地点は別紙-4 に示すとおりとする。なお、臭気調査地点については施設敷地境界線の風下 1 地点とする。但し、詳細な位置については本市と協議の上決定する。

調 査 項 目	調 査 内 容	調査地点及び回数等
騒音調査	・ 騒音レベル	施設内 4 地点 施設稼働時間内、午前 2 回、 午後 2 回測定
振動調査	・ 振動レベル	施設内 4 地点 施設稼働時間内、午前 2 回、 午後 2 回測定
臭気調査	・ 特定悪臭物質（10 項目） ・ 臭気濃度・臭気指数	施設内 1 地点 測定回数 1 回
水質調査	・ 生活環境項目（5 項目） ・ 健康項目（27 項目）	3 地点×1 回 ・ 調整池流出部 ・ 門野田川下流 ・ 梅津湾

2. 影響評価

現地調査結果を環境保全目標と照らし合わせ、対象施設の稼働が周辺環境等に及ぼす影響について評価するものとする。

3. 調査報告書の作成

現地調査及び影響評価の結果をとりまとめて、報告書の作成を行う。

なお内容等については、事前に本市と協議の上決定した内容とする。

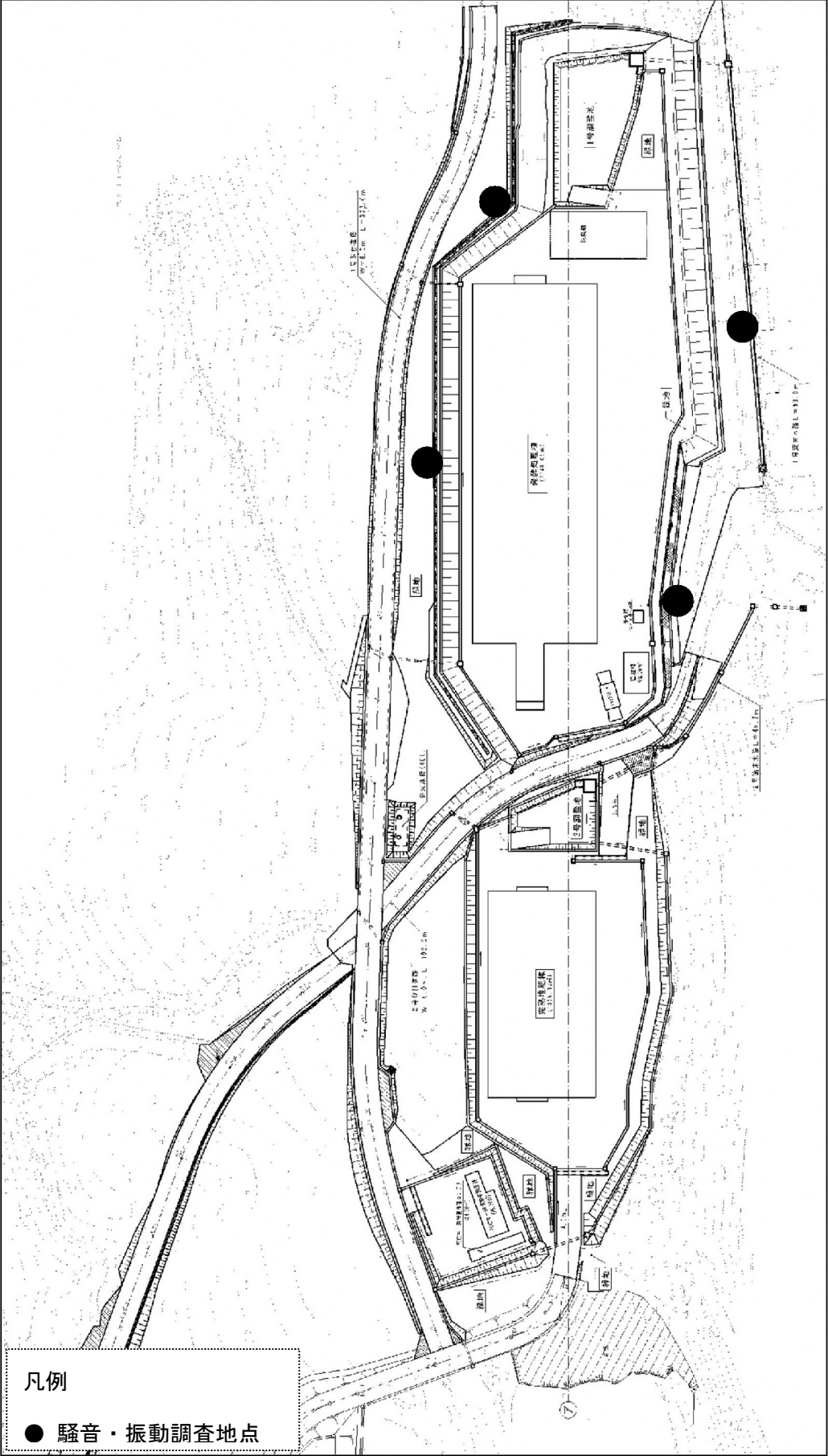
現地調査項目及び方法(1)

調査項目	調査内容	調査方法	備考
騒音	騒音レベル	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省 告示第 1 号）	施設内 4 地点 施設稼働時間内、午前 2 回、午後 2 回測定
振動	振動レベル	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 環境庁告示第 90 号）	施設内 4 地点 施設稼働時間内、午前 2 回、午後 2 回測定
臭気	特定悪臭物質（10 項目） ・アンモニア ・メチルメルカプタン ・硫化水素 ・硫化メチル ・二硫化メチル ・トリメチルアミン ・プロピオン酸 ・ノルマル酪酸 ・ノルマル吉草酸 ・イソ吉草酸	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）	施設内 1 地点（風下） 測定回数 1 回
	・臭気濃度・臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 環境庁告示第 63 号）	施設内 1 地点（風下） 測定回数 1 回

現地調査項目及び方法(2)

調査項目	調査内容	調査方法	備考
水 質	生活環境項目（5 項目） ・水素イオン濃度 ・生物化学的酸素要求量（河川） ・化学的酸素要求量（海域） ・浮遊物質量 ・溶存酸素量 ・大腸菌数	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）	1 回/日 3 地点 ・調整池流出部 ・門野田川下流 ・梅津湾 分析試料：3 検体
	健康項目（27 項目） ・カドミウム ・全シアン ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・ジクロロメタン ・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム ・シマジン ・チオベンカルブ ・ベンゼン ・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素 ・ほう素 ・1,4-ジオキサン		1 回/日 1 地点 ・調整池流出部 分析試料：1 検体

※生活環境項目の生物化学的酸素要求量については河川（調整池流出部、門野田川下流）、化学的酸素要求量については海域（梅津湾）において実施する。



騒音・振動調査地点

